事後調査の結果

調査項目 自然との触れ合い活動の場

予測した事項 自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

1 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

2 調査手法

2.1 調査事項

- ① 予測した事項
- ・ 自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度
- ・ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

② 予測条件の状況

- ・ 施工計画の状況
- ③ 環境保全のための措置の実施状況

2.2 調査時点及び調査期間

① 予測した事項

ア 自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度

工事の施行中の平成30年1月~平成31年1月とした。

なお、工事着手後の平成29年7月~12月の状況については、「事後調査報告書(工事の施行中その1)」(平成30年7月提出)で報告済みであるため、本調査はそれ以降の期間を対象とした。

イ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

「2 2.2 ① ア自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度」と同様とした。

② 予測条件の状況

ア 施工計画の状況

「2 2.2 ① ア自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度」と同様とした。

③ 環境保全のための措置の実施状況

工事の施行中の随時とした。

2.3 調査地点

- ① 予測した事項
- ア 自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度 計画地及びその周辺とした。
- イ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度 計画地及びその周辺とした。
- ② 予測条件の状況
- ア 施工計画の状況

計画地及びその周辺とした。

③ 環境保全のための措置の実施状況 計画地及びその周辺とした。

2.4 調査方法

- ① 予測した事項
- ア 自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度 現地調査 (写真撮影等)及び関係資料の整理による方法とした。
- イ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度 現地調査(写真撮影等)及び関係資料の整理による方法とした。
- ② 予測条件の状況
- ア 施工計画の状況

現地調査(写真撮影等)及び関係資料の整理による方法とした。

③ 環境保全のための措置の実施状況

現地調査(写真撮影等)及び関係資料の整理による方法とした。

3 調査結果

3.1 事後調査の結果の内容

① 予測した事項

ア 自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度

フットパスコースの一部が計画地内に含まれているため、本工事の着手に伴い計画地内のフットパスコースは利用できなくなったが、フットパスコース上に案内看板や通行止めの標識を設置し、迂回ルートの周知を行った(図5-(1)、写真5-(1)参照)。

なお、本事業では、計画地内の工事着手前と類似した樹林地内にフットパスコースの代替ルートを整備する計画としている。代替ルートは新施設の工事に合わせて整備することから、工事の施行中の約4年間(工事開始1~54ヶ月目まで)は計画地内のルートは利用できなくなるが、代替ルートの整備後(工事開始55ヶ月目以降)には現状と類似した機能を持つフットパスコース(自然との触れ合い活動の場)が確保されることとなる。

イ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

フットパスコースと工事用車両の走行経路が重複する区間(図5-(1)参照)があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であるとともに、利用経路に支障を与えることがないよう、本工事の着手に伴い工事用車両の出入口には交通整理員を配置(写真5-(2)参照)し、また、フットパスコース上に案内看板や通行止めの標識を設置することで、迂回ルートの周知を行った(写真5-(1)参照)。

② 予測条件の状況

ア 施工計画の状況

本工事に伴い、フットパスコースの出入口を閉鎖し、工事関係者以外の立ち入りを禁止したうえで、平成29年7月から工事に着手し、調査期間である平成30年1月から平成31年1月までの間は、既存管理棟等解体工事、造成工事、山留工事、杭工事及び掘削工事を行った。

③ 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表5-(1)に示すとおりである。

また、平成30年1月から平成31年1月において、自然との触れ合い活動の場(フットパスコースの利用等)についての苦情はなかった。

表5-(1) 環境保全のための措置の実施状況

評価書の記載事項	実施状況
・工事の施行中(工事開始1~48ヶ月目まで) は案内看板の設置などにより、フットパス コースの迂回ルートの周知を行う。	・本工事にあたり計画地内のフットパスコースを改変するため、フットパスコース上に案内看板や通行止めの標識を設置し、迂回ルートの周知を行っている。(図5-(1)、写真5-(1)参照)
・工事用車両出入口に交通誘導員を配置し、 フットパスコースの利用経路に支障を与 えないようにする。	・工事用車両の出入口に交通整理員を配置 している(図5-(1)、写真5-(2)参照)。

注)調査期間:平成30年1月~平成31年1月

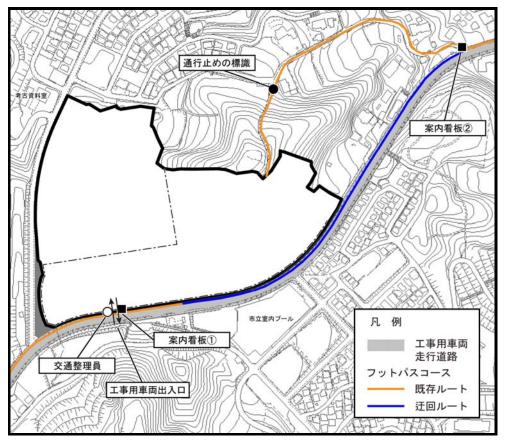


図5-(1) 工事の施行中におけるフットパスコース配置図並びに、工事用車両走行経路、フットパスコースの案内看板等の設置位置、交通整理員の配置位置





写真5-(1) フットパスコースの案内看板等の設置状況



写真5-(2) 交通整理員の配置状況

3.2 評価書の予測結果と事後調査結果との比較検討

① 予測した事項

ア 自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度

フットパスコースの一部が計画地内に含まれているため、本工事の着手に伴い計画地内のフットパスコースは利用できなくなったが、評価書の予測結果に記載したとおり、フットパスコース上に案内看板や通行止めの標識を設置し、迂回ルートの周知を行っている。

なお、本事業では、計画地内の工事着手前と類似した樹林地内にフットパスコースの代替ルートを整備する計画としている。代替ルートは新施設の工事に合わせて整備することから、工事の施行中の約4年間(工事開始1~54ヶ月目まで)は計画地内のルートは利用できなくなるが、代替ルートの整備後(工事開始55ヶ月目以降)には現状と類似した機能を持つフットパスコース(自然との触れ合い活動の場)が確保されることとなる。

したがって、工事の施行中においては、自然との触れ合い活動の場の持つ機能を 確保するための措置を講じていると考える。

イ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

フットパスコースと工事用車両の走行経路が重複する区間があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であるとともに、評価書の予測結果に記載したとおり、利用経路に支障を与えることがないよう、本工事の着手に伴い工事用車両の出入口には交通整理員を配置し、また、フットパスコース上に案内看板や通行止めの標識を設置し、迂回ルートの周知を行っている。

したがって、工事の施行中においては、自然との触れ合い活動の場(フットパスコース)までの利用経路に支障を与えない措置を講じていると考える。